

介護職員初任者研修事業支援補助金について

令和8年度から、介護人材確保及び介護サービスの質の向上を図るため、市内で人材確保の取り組みを行う法人又は団体が実施する介護職員初任者研修に対し経費の一部を補助します。

1 補助対象事業者

市内で人材確保を行い、かつ市内における複数の同一法人以外の社会福祉施設等によって構成される法人又は団体で、広島県介護職員養成研修事業実施要綱に定める研修事業者として、広島県知事の指定を受けているもの。

2 補助対象経費

初任者研修の実施に要する経費は、報償費、旅費、器具使用料、施設使用料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、委託料、広告費、保険料、人件費等の費用とする。

3 補助上限額

補助上限額：50万円／1件の研修当たり

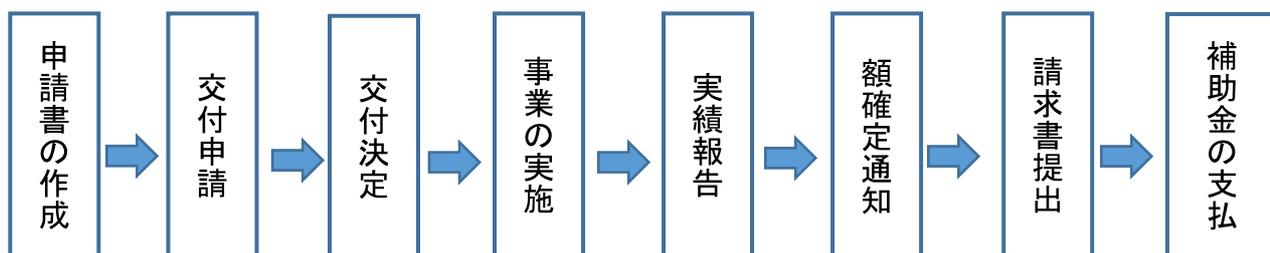
4 交付条件

初任者研修の申込者が、5名以上であること。

5 留意事項

初任者研修開講日の2週間以上前までに申請すること。

6 申請の流れ



【問い合わせ先】

東広島市介護保険課

電話：082-420-0937

メールアドレス：hgh200937@city.higashihiroshima.lg.jp